

暮らしの情報

※詳しいことは圓にお問い合わせください。

健康・医療

風しん予防接種費用の一部を助成しています

風しんは妊娠初期の女性がかかること、赤ちゃんが「先天性風しん症候群」にかかることがあります。市では、妊娠初期の女性が風しんにかかることを防ぐため、風しん予防接種費用の一部を助成しています。

▼対象Ⅱ市内に住所があり、

①妊娠を予定または希望している女性②4月1日以降に妊娠届を提出した女性の夫。

▼助成期間Ⅱ①平成26年3月31日②まで②12月31日③まで。

▼助成回数Ⅱ1人1回。
▼助成額Ⅱ5,000円。
接種を受けるときは、事前

（広告代理店を営む人など）を募集します。

▼封筒の種類Ⅱ市が使用する共通封筒、窓口封筒と納税通知書などの送付用窓あき封筒。

▼応募資格Ⅱ市内に事業所があり、市税を完納していること。

▼申込期限Ⅱ12月26日④。

▼申込方法Ⅱ本庁・財政課に備え付けの申込用紙に必要事項を記入し、同課へ提出してください。申込用紙は市のホームページからも取得できます。

▼説明会Ⅱ12月19日⑤午後1時30分から、本庁3階・第2会議室。

▼本庁・財政課

工業統計調査にご協力を！

12月31日現在で、工業統計調査を実施します。

この調査は、製造業を営むすべての事業所を対象に、活動の実態を明らかにするために国（経済産業省）が行うものです。

調査結果は、国や地方公共

に指定医療機関へ予約してください。なお、指定医療機関や詳細は、8月1日号「市政だより天草」お知らせ版や市のホームページに掲載しています。

○天草中央保健福祉センター
☎240620 / 天草東保健福祉センター ☎663355
／天草西保健福祉センター ☎753301

行政

償却資産申告の準備を！

償却資産とは土地・家屋以外の事業用の資産のことで、その減価償却費（額）は所得税法または法人税法による所得の計算上、必要経費または損金に算入されるものです。償却資産を所有している法人または個人は、1月1日現在の償却資産の状況を毎年1月31日までに、償却資産が所在する市町村に申告しなければなりません。申告に備えて、資産の名称や数量、取得年月、取得金額、耐用年数などを早めに整理しておいてください。

また、申告するときは、法人は固定資産台帳や法人税申告書などをもとに、個人は所得税の申告（確定申告）における減価償却明細や固定資産を管理している帳簿などをもとに、それぞれ申告してください。

なお、対象者には申告書類を12月中旬に送付します。平成25年中に事業を開始された場合など、新たに申告が必要となる人で、申告書がない場合は送付しますので、本庁・課税課へご連絡ください。

○本庁・課税課

市が使用する封筒の広告取扱者を募集します

市では、自主財源を確保するとともに、市民サービスの向上と地域経済の活性化を図るため、広告掲載事業に取り組んでいます。

その一つとして、市が使用する封筒への広告掲載を実施しています。今回、民間事業者などの広告を取り扱い、その広告を掲載した封筒を市に提供いただける広告取扱者

団体の施策の重要な基礎資料や、学校の教材などとして広く利用されます。

12月中旬から平成26年1月中旬にかけて、調査対象事業所に調査員証を携行した統計調査員がうかがいますので、調査へのご協力をお願いします。

なお、調査内容を統計調査以外の目的に使用することは、一切ありません。

○本庁・政策企画課

生ごみ処理容器などの購入費の一部を助成します

市では、生ごみを減量するため、生ごみ処理容器などの購入費の一部を助成しています。

生ごみ処理容器などを使用することにより、家庭ごみの約4割を占める生ごみの減量や悪臭対策につながります。

助成を受けるためには、購入する前に見積書を付けて申請し、市内の店舗で購入することなどが必要です。

▼対象

●地上型生ごみ処理容器（屋外用コンポスト式）で150

リットル以上。3,000円を助成）。

●電気式生ごみ処理機（2万円を上限として購入価格の3分の1（100円未満切り捨て）を助成）。

※申請手続きなどの詳細は、本庁・環境施設課または各支所担当課へお尋ねください。

○本庁・環境施設課

パソコン等廃棄物処理業務委託の見積合わせを実施

市の行政事務用等に使用していたパソコンなどで、使用できなくなった機材を廃棄処分するため、廃棄物処理業務委託の見積合わせを実施します。委託内容は、市のホームページに掲載していますのでご覧いただくか、本庁・情報政策課へお問い合わせください。

○本庁・情報政策課



牛深町の地籍図、地籍簿の閲覧を！

平成24年度に地籍調査を実施した、牛深町天附の一部地域、大島などの地籍図と地籍簿の作成作業が完了しました。

該当地域の土地の所有者または代理の人は関

覧期間内に必ず閲覧し、誤りがないかを確認してください（印かん持参）。

なお、異議がある人は、閲覧期間内に牛深支所・総務振興課へ申し出てください。

◆閲覧日程

閲覧期間	場所	該当地域
① 12月5日⑥ 午前9時～午後7時	砂月公民館	南米淵、堀迫、田代、西田代、水ヶ浦、南堀迫、小森、二子、瀬越、大迫、高良田、牛嶋
② 12月6日⑦ 午前9時～午後7時	牛深支所2階 第1会議室	牛嶋、法ヶ嶋、築嶋、後築嶋、黒島、片島、嵐ノ尻、赤崎、魚貫前、東田平、西田平、本迫
③ 12月9日⑧～24日⑨ 午前9時～午後5時 (土・日曜日、祝日を除く)	牛深支所2階 地籍調査係	上記の字すべて
④ 12月21日⑩・22日⑪ 午前9時～午後5時	牛深支所1階 北口玄関ホール	

○牛深支所・総務振興課

ご存じですか？ 障害者控除対象者認定

身体障害者手帳や療育手帳などの交付を受けていない65歳以上の人で、障害者控除対象者に認定されると、所得税と市・県民税の障害者控除を受けることができます。

ただし、控除を受けるには、市が発行する「障害者控除対象者認定書」が必要です。対象となる人は、同認定書の交付申請をしてください。なお、身体障害者手帳などをすでに持っている人は、申告の際に手帳を提示することで控除が受けられますので、同認定書は必要ありません。

また、介護認定を受けていない人は、医師の診断書や意見書が必要となりますので、事前に本庁・福祉課へご相談ください。

■対象＝市内在住の65歳以上の人で、次のいずれかに該当する人。

【障がい者】

- ①身体障害3～6級に準ずる障がいがある人
- ②知的障害の軽度・中度に準ずる障がいがある人

【特別障がい者】

- ③身体障害1・2級に準ずる障がいがある人
- ④知的障害の重度に準ずる障がいがある人
- ⑤寝たきりの高齢者

■控除額＝下表のとおり。

	所得税	市・県民税
障害者控除額	27万円	26万円
特別障害者控除額	40万円	30万円
特別障害者控除額 (納税者と同居の場合)	75万円	53万円

■申請方法＝①～④は本庁・福祉課、⑤は本庁・高齢者支援課に備え付けの申請書に必要な事項を記入し、同課へ提出してください（各支所担当課でも申請できます）。

※認定結果は後日、郵送で通知します。

○本庁・福祉課／本庁・高齢者支援課